

電力・ガス取引監視等委員会委員長及び委員による申し合わせ（案）

制定 年月日

委員長及び委員は、非常勤の一般職国家公務員として、国家公務員法等の規定を遵守するとともに、国家公務員倫理法の趣旨を斟酌する等しつつ、職務を遂行することが求められるところ、本委員会委員長及び委員として在任中、特に留意すべき事項について申し合わせを行うこととする。

1. 寄附の受領について

電気・ガス事業者等（※1）及びその団体から個人として寄附（贈与、供応接待等の利益供与を含む。）を受けることを自粛する。

2. 兼業について

電気・ガス事業者等及びその団体の役員又は従業者となることを自粛する。

3. 報酬の受領について

同一の電気・ガス事業者等及びその団体から個人として一定額以上の報酬等を受領することを自粛する。

4. 株取引について

電気・ガス事業者等に係る株取引等は自粛する。

5. 講演について

委員会の職務に関して講演を行う場合には、委員長に報告する（※2）。

6. 事業者等との接触について

電気・ガス事業者等及びその団体から要請、要望や申請内容に係る説明を受けた場合、委員長にその事実を報告する（※2）。

7. 情報管理について

国家公務員法上の守秘義務はもとより、経済産業省の情報セキュリティ等の規定に則り、機密性情報の適切な取扱いを含む情報管理等を徹底する。

（※1）電気・ガス事業者等又は当該事業者の会社法上の子会社、親会社若しくは当該親会社の子会社。

（※2）委員長においては、委員長代理への報告とする。